

対象品目:全品目

規範項目

22

農薬の適切な管理と保管の実施

規範の必要性や背景

*農薬による汚染や、誤飲、誤用や盗難、漏えいなどの事故、品質の変化を防止するため、保管には細心の注意を払ってください。

特に、毒物または劇物に該当する農薬は、安全管理のために使用者が遵守すべき事項が法令で定められています。

取組事項

- 農薬保管場所は、河川等を汚染する危険性のないところに設置する。
 - 農薬保管場所は転倒・破損しにくい構造とし、万が一転倒・破損しても、農薬が外に漏出しない構造にする。
 - 農産物や包装資材等と区別し、食品と離して保管する。
 - 保管場所には警告の表示をしてかぎをかける。
 - 保管場所は火気(喫煙)厳禁とする。
 - 密閉・密封して直射日光の当たらない涼しく乾燥した場所で保管する。
 - 必要な量だけ購入する。
 - 他の容器(特に飲食物の空き容器)に移し替えはしない。
 - 農薬のラベルに「医薬用外毒物」や「医薬用外劇物」と表示されている農薬は、医薬用外毒物及び劇物とそれ以外を分け、保管場所に「医薬用外毒物」、「医薬用外劇物」と表示し、かぎのかかる場所で保管する。
- 毒物や劇物の農薬が盗まれたり、紛失してしまった場合は、直ちに警察署に届出する。

解説

農薬が漏えいして、水系等に流れ込むと、水産動植物等に危害を与えたり、かんがい水や飲料水源を汚染して、人畜や農作物に影響を及ぼす可能性があります。農薬の漏えい事故が発生しないように、適切な管理と万一の事故に備えた対策が必要です。

事故や盗難、紛失がないように、次の取組を徹底するとともに、万一事故が発生した場合は、直ちに保健所、警察署、消防機関等に連絡しましょう。

●適切な農薬の保管・管理

- ・盗難や事故防止のため、かぎのかかる専用の保管場所・保管庫などで管理しましょう。
- ・保管場所は河川等を汚染する危険のない場所とし、転倒や破損しにくく、万が一転倒や破損がおきても、中の農薬が漏れない構造を有しましょう。
- ・保管量の定期的な把握や使用状況を記載する記録簿を整備しましょう[規範項目8(22ページ参照)]。また、かぎは管理担当者を決め、不特定者が使用できないようにしましょう。
- ・ラベルの記載事項を遵守し、密閉・密封して直射日光の当たらない涼しく乾燥した場所に保管しましょう。また、他の資材、特に収穫物などの食品や包装資材と区別して保管しましょう。
- ・毒物、劇物に該当する農薬がある場合は、保管する農薬の品名と数量などを記録・管理するとともに、保管庫に「医薬用外毒物」、「医薬用外劇物」（法律用語）などを表示してください。
- ・誤用・誤飲を防止するため、他の容器（食品の空き容器等）に移し替えてはいけません。
- ・保管場所は火気（喫煙）厳禁とし、不要なダンボール等の可燃物を置いてはいけません。

●農薬の漏えいが起こった場合

- ・たとえ少量の漏えいであっても直ちに砂等で吸収させます。
(水で洗い流すことは、水質汚濁のリスクを増加させるので絶対にしてはいけません。)
- ・農薬が流出したり、地下にしみ込み、不特定多数のものへ危被害が生じる恐れがある場合は、警察署・消防機関・保健所に、また、保管していた農薬が盗難・紛失した場合は警察署に通報し、適切な処置を行いましょう。



図1 毒劇物用保管庫



図2 毒劇物の掲示



図3 確実な施錠

出典：農業ナビゲーション研究所「GAP取組支援データベース」

◆参考情報

- ・農薬をご使用になる方へ(農薬保管時の注意事項) (農薬工業会HP)
<http://www.jcpa.or.jp/user/point02/qa30.html>
- ・毒物劇物の安全対策 (厚生労働省 医薬食品局化学物質安全対策室HP)
<http://www.nihs.go.jp/mhlw/chemical/doku/dokuindex.html>

◆関連法令等

- ・毒物及び劇物取締法
 - ・農薬取締法
 - ・消防法
 - ・農薬の保管管理等の徹底について
http://www.maff.go.jp/j/kokuji_tuti/tuti/t0000060.html (農林水産省HP)
 - ・農作業安全のための指針について(農林水産省HP)
http://www.maff.go.jp/j/seisan/sien/sizai/s_kikaika/anzen/pdf/link10_1.pdf
- } <http://law.e-gov.go.jp/cgi-bin/idxsearch.cgi>
(総務省HP 法令データ提供システムで入手可能)